

保存期間：10年

資料	3-1
----	-----

国税審議会の概要及び各分科会の最近の活動状況

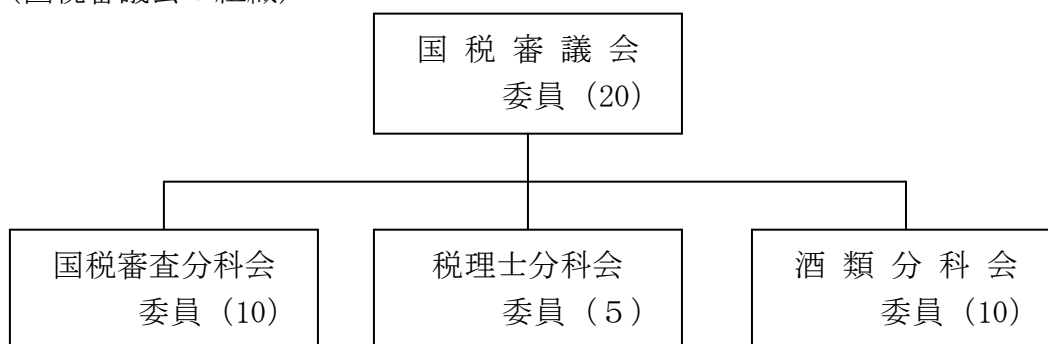
国 税 審 議 会 の 概 要

1 概要

平成 13 年 1 月 6 日の中央省庁等改革に伴い、それまで国税庁に設置されていた国税審査会、税理士審査会及び中央酒類審議会の三つの審議会が統合され国税審議会が発足した。

国税審議会は、20 人以内の委員で組織することとされており、その分科会として、国税審査分科会、税理士分科会及び酒類分科会の三つの分科会が置かれている。

(国税審議会の組織)



(注) 括弧内の数字は、定員を示す。

2 所掌事務

- (1) 国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行う等の場合において、国税庁長官から意見を求められた事項の審議 (国税通則法 99 条 2 項)
- (2) 税理士試験の執行及び税理士の懲戒処分の審議 (税理士法 12 条、47 条)
- (3) 酒税の保全のため、酒類業者に対し命令を発する場合、酒類の製法・品質等の表示の基準又は重要基準の審議 (酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 85 条、第 86 条の 8)
- (4) 酒類業者における酒類の製造 (又は輸送) に係るエネルギーの使用の合理化の状況が著しく不十分である場合における指示 (又は勧告) 後の命令にあたり意見を述べること、酒類業者が酒類容器の分別回収に関する表示事項を表示しない等の場合及び酒類小売業者の容器包装廃棄物の排出抑制の促進の状況が著しく不十分である場合における勧告後の命令にあたり意見を述べること (エネルギーの使用の合理化に関する法律第 16 条第 5 項、第 19 条の 2 第 1 項及び第 64 条第 3 項、資源の有効な利用の促進に関する法律第 25 条第 3 項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第 7 条の 7 第 3 項)

3 最近の活動状況

回次	開催日	議 題
第 11 回	平成 21 年 3 月 11 日	<ul style="list-style-type: none">○ 会長互選○ 最近の税務行政の動向○ 国税審議会の概要及び各分科会の活動状況○ 試験委員の推薦

国 税 審 査 分 科 会 の 概 要

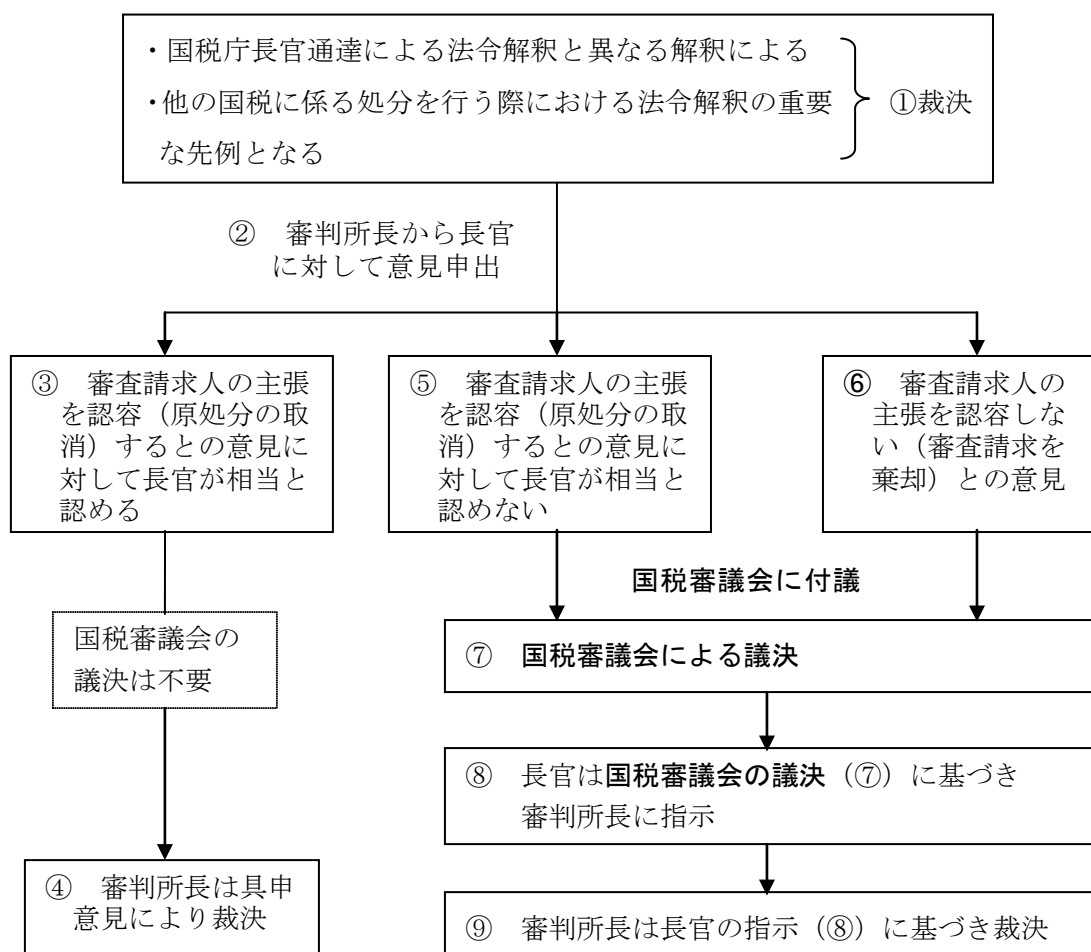
1 組織

国税審議会委員のうち、財務大臣が指定した委員 10 人以内で組織

2 所掌事務

国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行う等の場合において、国税庁長官から意見を求められた事項の審議（国税通則法 99 条 2 項）

（国税審議会に付議される場合）



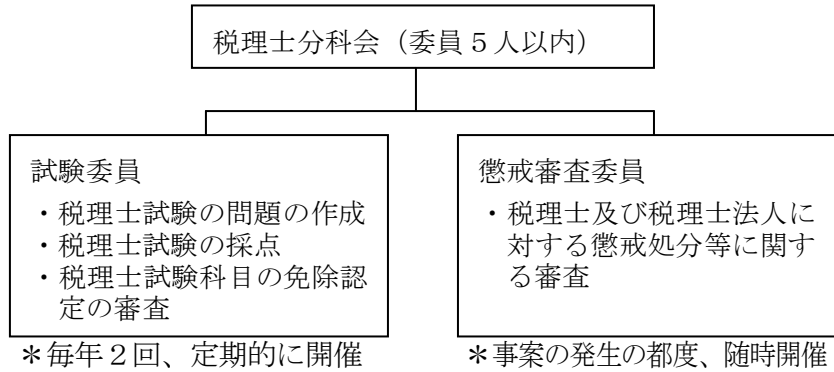
3 最近の活動状況

回 次	開 催 日	議 題
第 7 回	平成 21 年 3 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 分科会長の互選 ○ 国税不服審判所の概要等 ○ 国税通則法第 99 条に基づく意見申出事案 ○ 裁決事例の研究 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人税（交際費等の特例）事例 ・ 相続税（外国税額控除の対象となる外国税額）

税理士分科会の概要

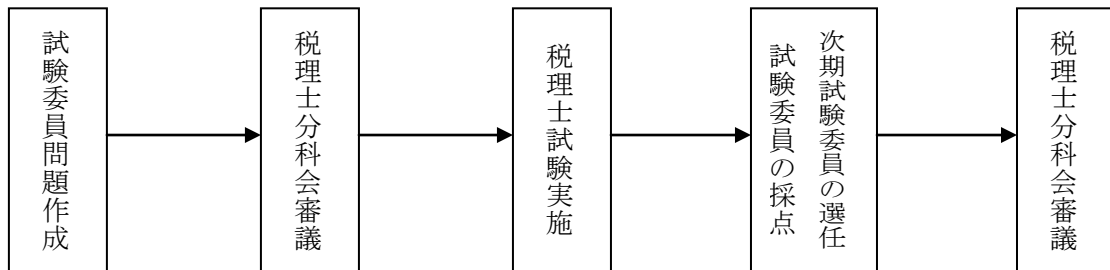
1 組織

国税審議会委員のうち、財務大臣が指名した委員5人以内で組織
(試験委員及び懲戒審査委員は、税理士分科会に属する。)



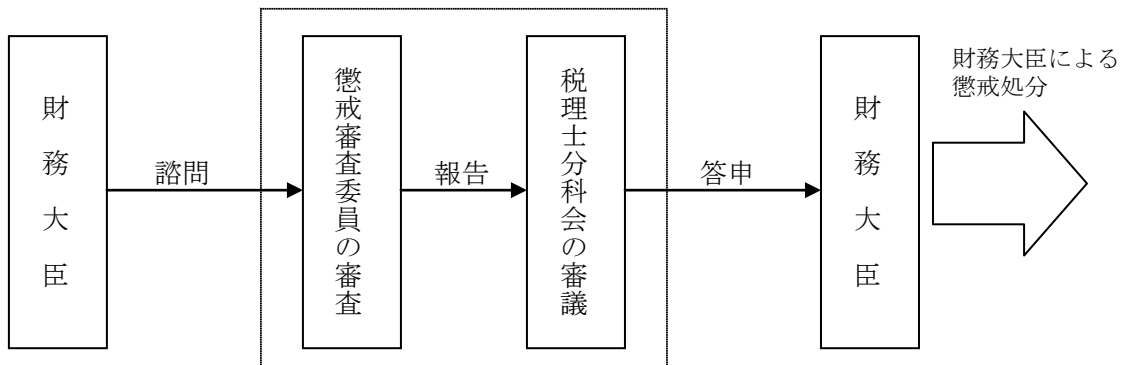
2 所掌事務

(1) 税理士試験の執行 (税理士法 12 条)



(2) 税理士の懲戒処分の審議 (税理士法 47 条)

税理士の懲戒処分 (戒告、1年以内の税理士業務の停止、税理士業務の禁止) について、財務大臣の諮問に基づき審議



3 最近の活動状況

回次	開催日	議題
第36回	平成21年3月11日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 分科会長の互選 ○ 試験委員の推薦
第37回	平成21年5月27日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年度（第59回）税理士試験の試験問題の審議等 ○ 受験資格の認定の申請 ○ 試験免除の申請
第38回	平成21年6月5日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 税理士懲戒処分等事案の審議について
第39回	平成21年11月30日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 税理士懲戒処分等事案の審議について
第40回	平成21年12月7日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年度（第59回）税理士試験の結果等について <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年度（第59回）の試験結果 ・ 試験免除の申請等 ○ 平成20年度指定研修の実施結果について <ul style="list-style-type: none"> ・ 本科、専科及び通信研修会計学の実施結果（税務大学校） ・ 税務専門課程税務会計特別コースの実施結果（自治大学校） ○ 平成22年度（第60回）税理士試験について <ul style="list-style-type: none"> ・ 試験委員の推薦 ・ スケジュール
第41回	平成22年3月8日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 懲戒審査委員の推薦について
第42回	平成22年5月25日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年度（第60回）税理士試験の試験問題の審議等 ○ 受験資格の認定の申請 ○ 試験免除の申請
第43回	平成22年6月11日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 税理士懲戒処分等事案の審議について
第44回	平成22年12月2日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 税理士懲戒処分等事案の審議について
第45回	平成22年12月7日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年度（第60回）税理士試験の結果等について <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年度（第60回）の試験結果 ・ 試験免除の申請等 ○ 平成21年度指定研修の実施結果について <ul style="list-style-type: none"> ・ 本科、専科及び通信研修会計学の実施結果（税務大学校） ・ 税務専門課程税務会計特別コースの実施結果（自治大学校） ○ 平成23年度（第61回）税理士試験について <ul style="list-style-type: none"> ・ 試験委員の推薦 ・ スケジュール

酒 類 分 科 会 の 概 要

1 組織

国税審議会委員のうち、財務大臣が指名した委員 10 人以内で組織

2 所掌事務

- ① 酒税の保全のため、酒類業者に対し命令を発する場合の審議（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 85 条）
- ② 酒類の製法・品質等の表示の基準又は重要基準の審議（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 8）
- ③ 酒類業者における酒類の製造（又は輸送）に係るエネルギーの使用の合理化の状況が著しく不十分である場合における指示（又は勧告）後の命令にあたり意見を述べること（エネルギーの使用の合理化に関する法律第 16 条第 5 項、第 19 条の 2 第 1 項及び第 64 条第 3 項）
- ④ 酒類業者が酒類容器の分別回収に関する表示事項を表示しない等の場合における勧告後の命令にあたり意見を述べること（資源の有効な利用の促進に関する法律第 25 条第 3 項）
- ⑤ 酒類小売業者の容器包装廃棄物の排出抑制の促進の状況が著しく不十分である場合における勧告後の命令にあたり意見を述べること（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第 7 条の 7 第 3 項）

3 最近の開催状況

回次	開催日	議 題
第 7 回	平成 19 年 6 月 19 日	○ 酒類における有機等の表示基準の一部改正について
第 8 回	平成 20 年 3 月 11 日	○ 酒類における有機等の表示基準を定める件の一部改正について ○ 地球温暖化対策に係るビール製造業の自主行動計画について
第 9 回	平成 21 年 3 月 18 日	○ 分科会長の互選等 ○ 地球温暖化対策に係るビール製造業の自主行動計画について
第 10 回 (予定)	平成 23 年 3 月 3 日	○ 分科会長の互選等 ○ 地球温暖化対策に係るビール製造業の自主行動計画について

※ 昨年（平成 22 年）は、「地球温暖化対策に係るビール製造業の自主行動計画について」に関して、酒類分科会事務局にてフォローアップを実施（酒類分科会委員に対して資料を送付し、御意見・御質問をいただいた。）。